

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況等の公表

令和 7 年 5 月 26 日

石狩東部広域水道企業団

企業長 原 田 裕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号以下「法」という。）第 19 条第 6 項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表します。

あわせて、法第 21 条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表します。

1. 特定事業主行動計画の実施状況（法第 19 条第 6 項）

（1）採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

項目	目標 (R7 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事務職	30%	—	—	—	20.0%	—
技術職	10%	0%	—	0%	—	—

※「—（横棒）」は採用試験の実施なし

（2）年次有給休暇の取得割合

項目	目標 (R7 年度)	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
50%以上取得した 職員の割合	70%	66.7%	56.5%	60.9%	55.0%	52.4%

（3）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合

項目	目標 (R7 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
5 日間以上取得した 男性職員の割合	100%	—	100%	—	100%	—

※「—（横棒）」は該当職員なし

（4）特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

- ・年次有給休暇の取得促進のため、休暇予定表による事前の情報共有や管理職員の定例会議で周知を実施した。
- ・出産、育児に係る休暇等制度について、制度一覧表を庁内 LAN での公表による周知を行い、職員の子育て目的の休暇を取得しやすい環境整備に努めた。

2. 女性の職業選択に資する情報（法第 21 条）

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）職員に占める女性職員の割合

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
常勤職員 （派遣職員除く）	4.4%	4.2%	4.6%	4.8%	9.5%
会計年度任用職員	75.0%	75.0%	50.0%	40.0%	55.6%

（2）令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

別紙のとおり

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

（1）一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
管理職以外の職員	7.9 時間	8.6 時間	13.1 時間	9.8 時間	14.7 時間

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 石狩東部広域水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	64.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.8%
全職員	73.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	- %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	- %
26～30年	- %
21～25年	- %
16～20年	- %
11～15年	82.3%
6～10年	- %
1～5年	78.3%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員については常勤職員の所定勤務時間を基に職員数を換算している。
- ・2で「-（横棒）」となっている箇所は対象となる女性職員がいない。
- ・男女の給与で差異が生じているのは、女性職員の人数が少なく、かつ係員相当職のみであること、また住居手当や時間外勤務手当の受給額が男性職員の方が高いことによる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。